

仕様書

1 業務名

「クリスタル国スポ岐阜2027」ピンバッジ製作業務

2 業務期間

契約締結日から令和8年6月5日まで

3 業務内容

受託者は、実行委員会と緊密に協議の上、次のとおり業務を行うこと。

(1) ピンバッジの製作

- ・受託者は、次の仕様に従って、ピンバッジを製作すること。なお、ピンバッジのデザインデータは、別紙のとおりとし、実行委員会が提供するものとする。

[仕様]

サイズ：縁有り、H21mm×W29mm×厚さ1mm程度

材質：真鍮ニッケルメッキ

留具：蝶タック・バタフライクラッチ

数量：2,900個

刷色：オフセット印刷片面フルカラー・エポ加工

台紙：「(2) ピンバッジ台紙の製作」参照

仕上げ：「(3) 納品」参照

(2) ピンバッジ台紙の製作

- ・受託者は、上記ピンバッジの台紙として、以下のとおり2種類の台紙を製作すること。
- ・受託者は、台紙デザインとして、県が提供する文字データ（文章等）をレイアウトデザインし、実行委員会に提示し、実行委員会の承諾を得ること。実行委員会から修正指示があった場合には、速やかに修正を行い、実行委員会に提示し、実行委員会の承諾を得ること。
- ・台紙デザインに必要な文字データイメージは、別紙のとおりとする。
- ・受託者は、2種類のデザインについて、次のとおり、印刷し、台紙製作を行うこと。

[仕様]

○Aデザイン

台紙サイズ：H45mm×W45mm程度

印刷色：両面黒1色 ※台紙は両面白色とする

印刷枚数：2,500枚

○Bデザイン

台紙サイズ：H130mm×W50mm程度

印刷色：片面黒1色 ※台紙は両面白色とする

印刷枚数：400枚

(3) 納品

- ・受託者は、上記仕様のとおり、2種類の台紙デザインごとに、ピンバッジを台紙に留めつけた上で、PP袋もしくはOPP袋に封入すること。
- ・なお、PP袋もしくはOPP袋への封入にあたっては、テープ付きの透明なフィルム状の袋で、テープ部分を折り返して密封した状態（粘着シールで留めた状態）とすること。
- ・受託者は、上記仕様を満たした状態にて、第81回国民スポーツ大会冬季大会スケート競技会（スピード）岐阜県実行委員会事務局（岐阜県観光文化スポーツ部地域スポーツ課内）へ納品すること。
- ・納期限については、台紙Aデザインを使ったピンバッジは令和8年5月27日（水）までに、

台紙Bデザインを使ったピンバッジは令和8年6月5日（金）までとする。ただし、受託者は実行委員会と協議の上でできる限り納期限前の納品にと努めること。

4 著作権

別記1「著作権等取扱特記事項」によること。

5 守秘義務及び受託者の責任

受託者は、業務上知り得た情報を厳重に管理し、関係者の他に漏らし、又は本業務履行のため以外の目的に不正に使用してはならない。万一、受託者の責に期す情報漏洩が発生した場合、それにより発生する損害（第三者に及ぼした損害を含む。）については、受託者が自己の責任において処理しなければならない。契約期間が終了した後であっても同様とする。

6 妨害又は不当要求に対する通報義務

- (1) 受注者は、契約の履行にあたって、暴力団関係者等から事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、警察へ通報しなければならない。
- (2) 受注者は、暴力団等による不当介入を受けたことにより、履行期間内に業務を完了することができないときは、実行委員会に履行期間の延長を請求することができる。

7 その他

- (1) 業務の実施にあたっては、実行委員会と十分協議した上で行うものとし、その指示に従うこと。
- (2) 本仕様書に明示なき事項、または業務上疑義が発生した場合は、両者協議により業務を進めるものとする。

著作権等取扱特記事項

(著作者人格権等の帰属)

第 1 印刷製本物が著作権法(昭和 45 年法律第 48 号)第 2 条第 1 項第 1 号に規定する著作物(以下「著作物」という。)に該当する場合には、当該著作物に係る同法第 18 条から第 20 条までに規定する権利(以下「著作者人格権」という。)及び同法第 21 条から第 28 条までに規定する権利(以下「著作権」という。)は受注者に帰属する。

2 印刷製本物に係る原稿、原画、写真その他の素材が著作物に該当する場合には、当該著作物に係る著作者人格権及び著作権(著作者人格権を有しない場合にあっては、著作権)は、提供した者に帰属する。ただし、発注者又は受注者が第三者より利用許諾を得ている素材が著作物に該当する場合には、当該第三者に帰属する。

(著作権の譲渡)

第 2 印刷製本物が著作物に該当する場合には、当該著作物に係る受注者の著作権(同法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。)を当該著作物の引渡し時に発注者に譲渡する。

2 印刷製本物の作成のために受注者が提供した印刷製本物に係る原稿、原画、写真その他の素材が著作物に該当する場合には、当該著作物のうち、次に掲げるものの著作権(同法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。)を当該著作物の引渡し時に発注者に譲渡する。

- 一 原稿
- 二 イラスト
- 三 写真

3 前二項に関し、次のいずれかの者に印刷製本物及び当該印刷製本物に係る原稿、原画、写真その他の素材の著作権が帰属している場合には、受注者は、あらかじめ受注者とその者との書面による契約により当該著作権(著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。)を受注者に譲渡させるものとする。

- 一 受注者の従業員
- 二 本件契約によって実施される業務の一部が再委託される場合の再委託先又はその従業員

4 第 1 項及び第 2 項の著作権の譲渡の対価は、契約金額に含まれるものとする。

(著作者人格権)

第 3 受注者は、甲に対し、印刷製本物及び当該印刷製本物に係る原稿、原画、写真その他の素材(以下「印刷製本物等」という。)が著作物に該当する場合には、著作者人格権を行使しないものとする。

2 発注者は、印刷製本物等が著作物に該当する場合において、当該印刷製本物等の本質的な部分を損なうことが明らかな改変をすることはできない。

(保証)

第 4 受注者は、発注者に対し、印刷製本物等が第三者の著作権その他第三者の権利を侵害しないものであることを保証するものとする。

(印刷製本物等の電子データの提供)

第 5 受注者は、発注者に対し、印刷製本物等の電子データを当該印刷製本物の引渡し時に引き渡すものとする。